

改正

平成 17 年 6 月 30 日 条例第 31 号

平成 25 年 3 月 28 日 条例第 2 号

平成 28 年 12 月 22 日 条例第 27 号

令和 2 年 12 月 24 日 条例第 51 号

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例

(設置)

第 1 条 本市に埋蔵文化財調査センター（以下「調査センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立埋蔵文化財調査センター

位置 八尾市幸町四丁目 58 番地の 2

(目的)

第 2 条 調査センターは、本市の埋蔵文化財の調査、研究並びに出土品等の整理、保存及び活用を図り、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 調査センターは、次の事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。
- (2) 発掘調査等に伴う出土品その他の埋蔵文化財に関する資料（以下「資料」という。）の整理及び保存に関すること。
- (3) 資料の展示及び公開に関すること。
- (4) 広報、出版等の普及活動に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 調査センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条の 11 に規定する指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条の 2 調査センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館の制限)

第 4 条の 3 指定管理者は、調査センターに入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 調査センターの建物、設備又は資料（以下「建物等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第 4 条の 4 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物の持込みをしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(貸出し又は閲覧)

第4条の5 指定管理者は、規則の定めるところにより、資料の貸出し又は閲覧を許可することができる。

(撮影等の許可)

第4条の6 指定管理者は、規則の定めるところにより、資料に係る撮影、模写、模造又は掲載(以下「撮影等」という。)を許可することができる。

(許可の取消し等)

第4条の7 前2条の許可を受けた者は、貸出し、閲覧又は撮影等につき指定管理者の指示に従わなければならない。

2 指定管理者は、前2条の許可を受けた者が前項の指示に従わないとき又は資料の管理上、支障があると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(利用料金)

第4条の8 第4条の6の許可を受けた者は、撮影等に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、1点につき、3,000円(この額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。)以内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の免除)

第4条の9 指定管理者は、規則の定めるところにより、利用料金を免除することができる。

(原状回復等)

第4条の10 調査センターの建物等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条の11 調査センターの管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条の12 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い調査センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条の13 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる調査センターの事業に関すること。

(2) その他調査センターの管理運営に関すること。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成8年規則第32号で平成8年9月2日から施行)

(利用料金の経過措置)

2 消費税法に規定する消費税の税率又は地方税法に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、第4条の8第2項に規定する利用料金の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則(平成17年6月30日条例第31号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。
 - (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
 - (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
 - (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
 - (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
 - (5) 八尾市斎場条例別表
 - (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
 - (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
 - (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
 - (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
 - (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
 - (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
 - (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
 - (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
 - (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
 - (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
 - (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
 - (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
 - (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
 - (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
 - (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
 - (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号（委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則（令和2年12月24日条例第51号抄）
（施行期日）
 - 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により事務を委任された教育長（以下「教育長」という。）が行ったものを含む。）又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為（教育長に対して行われたものを含む。）で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。